

山吹ほたるパーク指定管理者募集要項

山吹ほたるパークの管理運営について、民間の能力を活用して、住民サービスの向上と経費の節減等を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び高森町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 18 年 6 月 20 日条例第 14 号）の規定に基づき、指定管理者を次のとおり募集します。

なお、応募にあたっては、指定管理者制度の趣旨や施設の設置目的等を踏まえ、本要項（仕様書等含む）を十分ご確認くださいませようお願いします。

1 募集の概要

（1）指定の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

（2）施設の概要

- ・ 名称 山吹ほたるパーク
- ・ 所在地 高森町山吹 4540 番地
- ・ 開設年月 令和 6 年 10 月
- ・ 施設内容 敷地面積 25,890.2 m²

施設	概要	使用料金
人工芝グラウンド	施設面積 8,969 m ² 、照明設備 4 基 サッカーフルコート 1 面（少年用 2 面） JFA 公認人工芝ピッチ	別添 2 のとおり
屋内運動場 （管理棟）	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺一部 2 階建て 施設面積（1 階 1,342.07 m ² ・2 階 179.42 m ² ） フットサルコート 1 面／バスケットボールコート 1 面／テニスコート 1 面 更衣室・シャワー室／照明設備有り	
多目的広場	施設面積 6,829 m ² 、アスファルト舗装 特設ステージ（木造・鉄骨造）、照明設備有り	
交流広場	施設面積 2,000 m ² 、野芝舗装	
屋外トイレ	1 棟	

※施設の詳細は、別添 3 をご覧ください。

（3）施設の運営状況

① 供用時間・休館日

区分	内容
供用時間	【平日】 午前 8 時 30 分から午後 9 時まで 【土曜・日曜・祝日】 午前 8 時 30 分から午後 9 時まで ※「高森町山吹ほたるパークの管理等に関する条例」において定める施設の供用時間を一部短縮して運営している。令和 8 年度以降も上記の供用時間を基本とする。
休日	12 月 29 日から翌年 1 月 3 までの日 月曜日（祝日は除く）

※収支予算書の積算は現行の開館時間をもとに算出・記載してください。

② 施設使用状況（月別利用者数）

施設名	人工芝グラウンド			屋内運動場 アリーナ		
利用月	町内団体 使用者数	町外団体 使用者数	合計人数	町内団体 使用者数	町外団体 使用者数	合計人数
令和 6 年 10 月	461	535	996	85	81	166
令和 6 年 11 月	986	408	1,394	340	49	389
令和 6 年 12 月	384	1,481	1,865	59	89	148
令和 7 年 1 月	198	383	581	36	133	169
令和 7 年 2 月	348	1,187	1,535	251	22	273
令和 7 年 3 月	654	1,454	2,108	100	87	187
令和 7 年 4 月	385	908	1,293	14	72	86
令和 7 年 5 月	316	1,624	1,940	199	232	431
令和 7 年 6 月	278	1,032	1,310	72	165	237
合計	4,010	9,012	13,022	1,156	930	2,086

③ 収入と経費の状況（令和 6 年 10 月から令和 7 年 6 月までの業務委託期間中の実績値）

※実績どおりに予算の確保を確約するものではありません。

（単位：円）

区分	項目	令和 6 年 10 月～令和 7 年 3 月 利用分（6 ヶ月）	令和 7 年 4 月～令和 7 年 6 月 利用分（3 ヶ月）
収入	使用料金	2,265,600 円	1,093,000 円
	販売収入等	自動販売機売上手数料 16,614 円	自動販売機売上手数料 73,159 円

	その他収入	自動販売機電気料負担金 22,868 円	自動販売機電気料負担金 9,776 円
	合計	2,305,082 円	1,175,935 円
支出	消耗品費	494,339 円	20,938 円
	電気料	994,330 円	181,593 円
	上下水道料	106,550 円	47,179 円
	修繕料	148,500 円	0 円
	通信運搬費	16,696 円	11,916 円
	保険料	171,245 円	284,253 円
	委託料	5,959,740 円	3,157,781 円
	リース料	575,226 円	777,762 円
	負担金	24,136 円	0 円
	合計	8,490,762 円	4,481,422 円
損益		▲6,185,680 円	▲3,305,487 円

※令和 7 年 4 月から使用料の減免規則運用開始に伴い、利用料金収入が減少しています。

2 施設の設置目的及び方針

(1) 施設の設置目的

住民が健康で生き生きと心豊かな生活を送るため、生涯スポーツの観点から身近にスポーツ・レクリエーションを楽しめる場を提供し、住民の生きがい・健康づくりに貢献すること。また、スポーツを通じて地域の垣根を超えた住民同士の交流が盛んに行われることで、新たな交流人口の創出を図ること。

(2) 基本方針・目標

指定管理者の創意工夫に基づいた管理運営により、質の高いサービスを利用者に提供するとともに、スポーツを通じて利用者が世代を超えて交流できる、地域に根差した施設となることを目指します。

本町は、施設を活用した多彩なサービスの提供などによる集客力の向上、新たな交流人口の創出を図るとともに、本町の財政負担の軽減を期待しています。

目標：山吹ほたるパークの合計利用者数 年間 3 万人以上

(3) 法令等の遵守

下記のほか、山吹ほたるパークの運営に関連する諸法令の遵守が求められています。なお、指定管理者として施設の管理をする際は、危機管理に関するマニュアル、個人情報取り扱いに関するマニュアル等を整備する必要があります。

- ・地方自治法、地方自治法施行令ほか行政関連法規
- ・労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規

- ・ 個人情報の保護に関する法律、高森町個人情報の保護に関する法律施行条例及び高森町個人情報の保護に関する法律等施行規則
- ・ 高森町情報公開・個人情報保護審査会条例及び高森町情報公開・個人情報保護審査会規則
- ・ 指定管理者が管理する高森町山吹ほたるパークの管理等に関する条例及び高森町山吹ほたるパークの管理等に関する規則

3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務は以下の通りとする。

- (1) 施設管理業務
- (2) 施設運営業務
- (3) 指定事業
- (4) 自主事業（町長の承認を得て実施）
- (5) 災害等発生時の対応業務
- (6) その他町または指定管理者が必要と認める業務

※詳細は別添1のとおり。

4 賠償責任と保険

(1) 賠償責任

- ① 指定管理者は、その責めに帰すべき事由により利用者又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害について賠償責任を負うものとします。
- ② 高森町は指定管理者に対して、指定管理者は高森町に対して、それぞれの責めに帰すべき事由により損害を与えたときは、その損害については賠償責任を負うものとします。
- ③ 高森町は、指定管理者の責めに帰すべき事由により発生した損害について利用者又は第三者に対して賠償した場合、指定管理者に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとします。

(2) 保険

- ① 町が付保している保険は、次のとおりです。
 - ・ 建物災害共済（全国自治協会）
 - ・ 総合賠償補償保険（全国町村会）
- ② 指定管理者が付保しなければならない保険は、次のとおりとします。
 - ・ 施設賠償責任保険（施設の管理に起因して第三者に人的損害や物的損害を与えてしまった場合の、法律上の損害賠償責任を補償するもの）
 - ・ その他、高森町が特に必要と認めたもの

5 応募資格

山吹ほたるパークの指定管理者に応募できる資格は、以下の項目をすべて満たした法人若しくは団体とします。

- (1) 指定管理期間中において、管理運営を円滑かつ安定して実施できる法人その他団体とします。
- (2) 法人若しくは団体の代表者が下記事項のいずれかに該当する場合は、応募することができません。
 - ① 法律に基づく業務を行う能力を有しない者が役員である団体
 - ② 破産者で復権していない者が役員である団体
 - ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている団体
 - ④ 過去 2 年以内に法第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定管理者の指定の取消しを受けたことがある者
 - ⑤ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生または再生手続きを行っている者が役員である団体
 - ⑥ 国税、地方税を滞納している団体
 - ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者が役員である団体
 - ⑧ 政治団体・宗教団体

6 提出書類

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、提出期間内に次の書類について、町長に提出してください。なお、申請書類は返還いたしません。

提出書類は情報公開請求の対象となる場合があるとともに候補団体とならなかった団体の申請書類を利用することはありません。

- (1) 指定申請書（様式 1）
- (2) 事業計画書（様式 2）
- (3) 収支予算書（様式 3）
- (4) 法人等の概要（様式 4）
- (5) 誓約書（様式 5）
- (6) 定款又は寄附行為・規約の写し
- (7) 登記事項証明書（法人）／代表者身分証明（団体）
- (8) 過去 3 年分の決算書類
- (9) 当年度・翌年度の収支予算書・事業計画書
- (10) 営業報告書または事業報告書（直近 3 年分）
- (11) 納税証明書

- (12) 役員名簿、従業員数、会社概要
- (13) 有資格者リスト、資格証コピー
- (14) 共同事業体の場合は、構成する団体名、代表となる団体名、構成する団体の責任分担、負担割合等が明確になっている、共同体を示す協定書の写し等
- (15) その他町長が指示する書類

7 募集要項の配布

公告日から10月31日（金）までの間に、高森町役場ホームページよりダウンロード、または高森町教育委員会スポーツ係（町民体育館1階）で受け取りをお願いします。（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分）

8 募集要項に関する質問受付

募集要項の内容等に関する質問を以下の通り受け付けます。

(1) 受付期間

提出期限の1週間前まで（公告日から11月6日（木）まで）随時受け付けますが、回答に1週間程かかる場合もございますので、ご了承ください。

(2) 受付方法

質問書（様式7）に記入のうえ、電子メールに添付、郵送またはファックスにて下記まで送付してください。

(3) 受付場所

高森町教育委員会事務局 スポーツ係（高森町民体育館1階）

〒399-3193 長野県下伊那郡高森町下市田2183番地1

電話：0265-35-9416（直通） FAX：0265-35-2973

Eメール：sports@town.nagano-takamori.lg.jp

9 現場説明会

指定管理者業務等について下記のとおり現場説明会を開催します。

この要項により指定管理者の指定を受けようとする者は、必ず参加してください。

参加人数については1団体につき3名までとし、10月24日（金）正午までに現場説明会参加申込書（様式6）を下記提出先まで提出してください。

(1) 日時 令和7年10月27日（月）午後1時30分から3時00分（予定）

(2) 場所 山吹ほたるパーク

10 申請書類の提出先及び提出期限

- (1) 提出部数 正本 1 部、副本 1 部
- (2) 提出先 高森町教育委員会事務局 スポーツ係（高森町民体育館 1 階）
〒399-3193 長野県下伊那郡高森町下市田 2183 番地 1
電話：0265-35-9416（直通）
- (3) 提出方法 持参のみ
- (4) 提出期限 令和 7 年 11 月 12 日（水）午後 5 時必着

11 提案内容に関するプレゼンテーション及びヒアリング

提案内容等についてのプレゼンテーション及びヒアリングを行います。下記の日時で実施しますが、詳細については申請書類を提出された応募者にご案内します。

- (1) 日時 令和 7 年 11 月 18 日（火）午後 2 時から
- (2) 会場 高森町役場 3 階 大会議室

12 指定管理者の選定

別添 5 のとおり

13 応募に際しての留意事項

(1) 応募内容の変更禁止

申請書類の内容は提出期限後、変更及び追加することができません。

(2) 虚偽の記載をした場合の取り扱い

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(3) 応募の辞退

申請書類の受付後に辞退する場合は、辞退届を提出してください。

(4) 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

(5) 著作権の帰属

応募書類の著作権は応募者に帰属します。指定管理者の選定の公表等に必要な場合、本町は応募者と著作権利用について協議し、応募者の承諾を得たうえで応募書類を使用するものとします。ただし、次項に定める公文書公開請求がなされた場合は除きます。

（６）応募書類の公開

指定管理者候補者を決定して以降、高森町情報公開条例の規定に基づき、提案書類に対して公文書公開請求がなされたときは、候補者に選定された事業者のものかどうかに関わらず、全ての応募者の提案書類が公開請求者への公開対象となります。

ただし、条例第６条各号に該当する情報、例えばプライバシー情報（従業員の氏名・経歴・顔写真等）や、法人等情報（運営組織の人員数・収支計画の積算内訳の詳細・独自の技術的情報や経営ノウハウ・契約予定先の団体名等）は、非公開とします。提案書類上のどの情報が非公開情報に該当するか町が判断するにあたって、提案書類を作成した事業者に意見照会をすることがありますので、応募者はこれに協力するものとします。

なお、指定管理者候補者の決定より前に公文書公開請求がなされたときは、提案書類を審議検討等情報（条例第６条５号）に該当するものとして、全部非公開の取り扱いとします。

（７）提案について

事業計画書において、供用時間の短縮・延長や使用料金の増額・減額等についても積極的に提案してください。ただし、指定管理者の候補者として選定された団体の申請書類に記載されているすべての提案をそのまま採用するわけではありません。提案内容は尊重しつつ、高森町と候補団体との協議の上、施設の運営上必要と認められる部分について採用することとなります。

14 候補者の未選定について

指定管理者選定委員会において候補者にふさわしい者がいないと判断した場合には指定管理者の候補者の選定は行いません。候補者なしとなった場合は、そのことにより発生する損害については、一切補償しないものとする。

なお、候補者なしとなった場合の令和８年４月以降の施設運営は現在同様に施設管理業務委託契約に基づき直営管理を継続する予定です。

15 指定管理者の取消し等

指定管理者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、指定管理者による事業の履行が確実でないと認められる場合、または、著しく社会的信用を失う等により指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定管理者の指定の決定を取り消すことがあります。

16 公の施設の廃止等

高森町では、高森町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設のマネジメントを推進しており、公の施設の見直しに伴い、指定期間に関わらず、当該施設が廃止又は移転、統合、増改築等となる場合もあります。

廃止の場合は、遅くとも廃止をしようとする日の1年前までに、その旨を指定管理者に通知します。また、公の施設の移転、統合、増改築等により、地方自治法第244条の2第4項に規定する「管理の基準」及び「業務の範囲」が大幅に変更となる場合には、新たな指定管理者の指定の手続きが必要となり、その場合は、指定期間を変更（短縮）することとなります。